

「御一新二付布告」(相沢家文書No.一二七九)

【其の一】

覚

今般

王政御一新二付

朝廷之御條理を追ひ外国御交際

之儀被 仰出諸事於

朝廷直ニ御取扱被為成萬(万)国之

公法を以條約御履行被為在候二付而者

全国之人民

叡旨を奉戴し心得違無之様被 仰付候

自今以後猥ニ外国人を殺害し或者

不心得之所業等致候者者

朝命ニ悖リ御国難を醸成し候而已ならず

一旦御交際被 仰出候各国に對(對)し

皇国之御威信も不相立次第甚以不届至極

之儀ニ付其罪之輕(輕)重ニ随ひ士列之者と雖

「削土籍」至當(當)之典刑ニ被處(処)候条銘々奉

朝命猥ニ暴行之所業無之様被 仰出候事

三月

太政官

【其の二】

定

何事によらすよろしからさる事に

大勢申合候をととう(徒党)ととなへととう

してしいて(強いて)ねかひ事(願い事)くわたつる(企てる)を

こうそ(強訴)といひあるひハ申合せ居町居村を

たちのき(立退き)候をてうさん(逃散)と申す堅く

御法度たり若右類の儀これあらハ早々

其筋の役所江申出へし御ほうひ(褒美)下

さるへく事

慶応四年三月

太政官